

令和7年度 財政健全化判断比率 及び資金不足比率の審査意見書

1 審査の期間

令和8年7月17日から令和7年8月25日まで

2 審査の概要

この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づき、国分寺市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠されて作成されているか、また、計数の誤りはないか等に主眼を置き、提出書類との照合、関係所管からの説明聴取等により審査を行った。

3 審査の対象

(1) 健全化判断比率（財政健全化法第3条第1項）

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

(2) 資金不足比率（財政健全化法第22条第1項）

公営企業に係る資金不足額を対象とした事業規模に対する比率で、本市においては下水道事業会計が対象となる。

4 健全化判断比率及び資金不足比率

(1) 健全化判断比率と東京都26市の比較（順位）

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	令和5年度	東京都26市中の順位	
				令和6年度	令和5年度
①実質赤字比率	－(▲3.31)	－(▲7.45)	－(▲6.93)		
②連結実質赤字比率	－(▲12.16)	－(▲15.55)	－(▲13.62)		
③実質公債費比率	2.8	2.1	1.2	15位	12位
④将来負担比率	54.8	54.7	15.3	26位	25位

※前頁表中の「－」は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額がないことを意味している。

「0」と表示しないのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率がマイナス比率（実質収支が黒字）となるためである。マイナス比率は（ ）で表示。

※令和7年度の東京都26市中の順位は、集計中であるため記載していない。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
下水道事業会計	—	—	20.0

※上記表中の「－」は、下水道事業会計に資金不足額がないことを表している。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

ただし、下水道事業会計の資金不足比率を除き、健全化判断比率はいずれも悪化している。

(2) 各比率の状況（算定様式については別紙参照）

①実質赤字比率について

令和7年度の実質赤字比率は、「なし」である。

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした、標準財政規模に対する実質赤字額の比率である。

計算式の分子となる実質収支額（実質赤字額）は、令和6年度より10億9,950万円減の9億5,885万7千円で、黒字である。

また、計算式の分母となる標準財政規模は、令和6年度より12億8,913万4千円増の289億1,659万2千円である。

令和7年度は、令和6年度と比較して、分母は増額となっているが、分子は減額となっているため、実質赤字比率の黒字分の比率が減となっている。

黒字分の比率は、対前年度比で4.14ポイント減の▲3.31%（令和6年度は▲7.45%）となっている。

②連結実質赤字比率について

令和7年度の連結実質赤字比率は、「なし」である。

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした、標準財政規模に対する実質赤字額（又は資金不足額）の比率のことである。

ここで、全会計とは、本市では、一般会計等に、それ以外の特別会計（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計）を加えた会計を指す。

計算式の分子となる全会計における連結実質赤字額（黒字額）は、令和6年度より7億7,912万円減の35億1,792万6千円で、全会計において黒字である（資金剰余額が生じている）。分母は①と同じである。

令和7年度は、令和6年度と比較して、分母は増額となっているが、分子は減額となっているため、連結実質赤字比率の黒字分の比率が減となっている。

黒字分の比率は、対前年度比で3.39ポイント減の▲12.16%（令和6年度は▲15.55%）となっている。

③実質公債費比率について

令和7年度の実質公債費比率は、2.8%である。

実質公債費比率とは、標準財政規模に対する、全会計及び加入している一部事務組合が負担する元利償還金及び準元利償還金の比率であり、当該年度と過去2年度の平均値により算出される。

実質公債費比率は、対前年度比で0.7ポイント増（悪化）の2.8%であるが、早期健全化基準25.0%を下回っている。

④将来負担比率について

令和7年度の将来負担比率は、54.8%である。

将来負担比率とは、標準財政規模に対する、全会計及び加入している一部事務組合、土地開発公社が将来負担すべき実質的な負債の比率である。

将来負担比率は、対前年度比で0.1ポイント増（悪化）の54.8%であるが、早期健全化基準350.0%を下回っている。

計算式の分子・分母ともに、令和6年度に比べ増額となっているが、分子の増割合（約5.7%）が、分母の増割合（約5.4%）よりも大きいため、令和7年度の将来負担比率（54.8%）は、令和6年度（54.7%）に比べ、0.1ポイント増（悪化）となっている。

⑤資金不足比率について

令和7年度の資金不足比率は、「なし」である。

資金不足比率とは、各公営企業に係る資金不足額を対象とした事業規模に対する比率である。本市では、下水道事業会計が対象となる。

令和7年度下水道事業会計決算では、資金剰余額（20億3,599万9千円）

が生じているため、資金不足比率の比率はない。

6 要望・意見

令和7年度も健全化判断比率及び資金不足比率は、政令で定めた早期健全化基準及び公営企業の経営健全化基準を下回っている。

しかしながら、新庁舎建設を主因として悪化した将来負担比率の数値は前年度と同様に高い水準にある。

自治体の財政運営状況を測る上では、様々な要素を考慮する必要があり、健全化判断比率の数値のみをもって本市の状況を測れるものではないが、今後も扶助費の増加や、旧庁舎用地利活用事業等において、多くの財源が必要となることを見込まれるため、本年度の数値を踏まえ、これまで以上に歳入の確保と経費の節減に取り組み、将来を見据えた財政の健全化に努められたい。

ア 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額が標準財政規模に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

イ 連結実質赤字比率

全会計の実質赤字額が標準財政規模に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

ウ 実質公債費比率

一般会計等の負担する元利償還金等が、標準財政規模を基本とした額に対してどの位の割合になるかを示す指標である。比率は3年平均で表す。

$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \left[\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \right.}{\text{標準財政規模} - \left. \begin{array}{l} \text{に係る基準財政需要額算入額} \\ \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額} \end{array} \right]}{}$$

エ 将来負担比率

一般会計等の将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

$$\frac{\text{将来負担額} - \left[\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \right]}{\text{標準財政規模} - \left[\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る} \right.}{\text{基準財政需要額算入額} \left. \right]}$$

オ 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$